

【参考】 郵便局の設置等に関する法令上の規定について

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（郵政事業に係る基本的な役務の確保）

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

○日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 （略）

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 （略）

○日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）（抄）

（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3～5 （略）

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。